

芦市議総第693号

令和4年11月4日

たかおか 知子 議員

芦屋市議会議長

松木 義昭



ハラスメント対応に係る第三者への対応の依頼について(照会)

標記の件について、本市議会のハラスメント相談員であるひろせ議員から、貴殿から申立てがあったハラスメント事案に関し、「芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針」に基づき対応を進めていたところ、相談員で対応できる範疇を超えたため対応できない旨を貴殿に回答する、との連絡を受けました。また同時に、同指針18ページに記載の「・・・議長の判断により、専門家等の意見を聴く必要があると判断した場合は、そのような措置をとり、対応の参考とする場合がありますが・・・」による第三者での対応の提案も受けました。

貴殿からの申立ては、当職も当事者の一人となっているため、当職が単に専門家の意見を聴き判断することは適切でないと考えています。

そのため公正な第三者に依頼した上、第三者により当事者双方から事情確認等していただき、ハラスメントに該当するか否かの意見をいただくことが適切であると考えています。具体的には弁護士会に依頼して、弁護士会から適切な弁護士を推薦していただき、その方に対応してもらうことを検討しています。しかしながら、第三者に依頼して対応することについては、申立者の同意が必要と考えています。第三者に依頼することについては、同意がいただけるものと考えておりますが、万一、ご同意いただけない場合は、11月14日(月)までに文書によりその旨ご回答くださいますようお願いいたします(同封の返信用封筒をお使いください)。

なお、第三者に依頼をするようになった場合は、当事者双方へのヒアリングの日時や方法等、詳細な手続きに関しては第三者にお任せすることになり、貴殿が何を求めているのかについて、改めて第三者へお伝えいただくこととなりますことをご了承ください。

以 上